

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150625_1261143.html

『揮発性有機化合物汚染排出費徴収試行規則』配布に関する通知

財税[2015]71号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、發展改革委員会、物価局、環境保護庁（局）宛

揮発性有機化合物排出費徴収管理を標準化し、環境質を改善するために、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「汚染排出費徴収使用管理条例」、「大気汚染防止行動計画配布に関する国務院通知」（国発〔2013〕37号）などの規定に基づき、我らは「揮発性有機化合物汚染排出費徴収試行規則」を制定し、ここに各機関に配布するので、順守されたい。

別添：揮発性有機化合物汚染排出費徴収試行規則

財政部 国家發展改革委員会 環境保護部
2015年6月18日

別添：

揮発性有機化合物汚染排出費徴収試行規則

第一条 企業の揮発性有機化合物（以下 VOCs と略称）の排出削減を促進し、VOCs 汚染コントロール技術を高め、生活と生態環境質を改善するために、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「汚染排出費徴収使用管理条例」、「大気汚染防止行動計画配布に関する国務院通知」（国発〔2013〕37号）などの規定に基づき、本規則を制定する。

第二条 石油化学業種と包装印刷業種（以下試行業種と略称）の VOCs 汚染排出費の徴収、使用、管理に本規則を適用する。試行業種の範囲については別添 1 を参照。

各省、自治区、直轄市は現地の実情に基づき VOCs 汚染排出費試行業種を追加し、追加試行業種の VOCs 汚染排出費徴収規則を制定することができる。

第三条 本規則にいう VOCs とは特定条件下で揮発性を有する有機化合物の総称である。揮発性を有する有機化合物は主に非メタン炭化水素（パラフィン系列、オレフィン系列、アセチレン系列、芳香族炭化水素）、含酸素有機化合物（アルデヒド、ケトン、アルコール、エーテルなど）、ハロゲン化炭化水素、含窒素化合物、含硫黄化合物などである。

第四条 直接大気に排出する VOCs の試行業種企業（以下排出者と略称）は VOCs 汚染排出費を納付しなければならない。

第五条 全ての排出口から排出される VOCs について VOCs 汚染排出費を徴収し、前 3 項の汚染物排出費徴収制限を受けない。

第六条 VOCs 汚染排出費は VOCs 排出量で換算した汚染当量数で計算して徴収する。計算公式は以下の通り。

$$\text{VOCs 汚染当量数} = \text{VOCs 排出量 (kg)} / \text{VOCs 汚染当量値 (kg)}$$

石油化学業種排出者の VOCs 排出量は、生産過程の VOCs 汚染源を区分し、それぞれ実測、マテリアルバランス、モデリングなどの方法を使って計算しなければならない。具体的計算方法は別添 2 を参照。包装印刷業種の排出者の VOCs 排出量は、生産プロセスに投入される原材料と回収される有機溶剂量に基づき、マテリアルバランス法により計算しなければならない。具体的計算方法は別添 3 を参照。

VOCs 中のベンゼン、トルエン、キシレンなどの汚染物質で、すでに汚染排出費を徴収している物は、その排出量を VOCs 排出量から控除しなければならない。

VOCs 汚染当量値は暫定的に 0.95 kg とする。

第七条 VOCs 汚染排出費徴収基準に関する規定は、国家発展改革委員会、財政部、環境保護部が定める。

第八条 VOCs 汚染排出費は地方環境保護主管官庁が汚染源管理権限に基づき徴収する。

第九条 排出者は定められた期限内に地方環境保護主管官庁に「試行業種 VOCs 排出申告登記表」（別添 4 参照）を提出し、VOCs 排出量を申告しなければならない。

石油化学業種の排出者は「試行業種 VOCs 排出申告登記表」を提出するときに、併せて各汚染源の状況表に、詳細に各汚染源の製造装置、作業フロー、処理施設などの情報を記載し提出しなければならない。

包装印刷業種の排出者は「試行業種 VOCs 排出申告登記表」を提出するときに、併せて購入、使用原材料と有機溶剤の領収書、決済もしくは納品伝票、原料納品業者が提供した VOCs 含有量説明書、危険廃棄物処理伝票などの書類を提出しなければならない。

第十条 排出者は提出書類の真実性、有効性、完全性を保証しなければならない。

第十一条 地方環境保護主管官庁は排出者が提出した申告書類を審査しなければならない。申告書類に不備があるときは、排出者に期限を定めて追加提出させなければならない。

地方環境保護主管官庁が必要と認めるときは、能力ある第三者機関に排出者が提出した申告書類を審査させることができる。

第十二条 地方環境保護主管官庁は石油化学業種の排出者の各汚染源の VOCs 排出状況、および包装印刷業種の排出者が投入する原材料中の VOCs 含有量、VOCs 除去量および回収量などの情報に基づき、排出者の VOCs 排出量を計算する。VOCs 排出量と VOCs 汚染排出費徴収基準に基づき、排出者が納付すべき汚染排出費の数额を決定し、併せて公告する。

第十三条 地方環境保護主管官庁は定期的に排出者に対して検査を行わなければならない。排出者の申告に虚偽や汚染排出費の過小納付を発見したときは、汚染排出費を追徴し、併せて「中華人民共和国大気汚染防止法」の関係規定に基づき処罰しなければならない。

第十四条 地方環境保護主管官庁は定期的に社会に対して管轄地の排出者が納付すべき VOCs 汚染排出費の額、VOCs 汚染排出費の実納付額および VOCs 汚染排出費の未納額を公布しなければならない。

第十五条 地方環境保護主管官庁が徴収した VOCs 汚染排出費は、その全額を国庫に上納し、一般公共予算管理に納入しなければならない。

第十六条 VOCs 汚染排出費の具体的な徴収、国庫納付、使用管理、違反処罰などは現行の汚染排出費に関する規定を適用する。

第十七条 各省、自治区、直轄市は本規則に基づき実施規則を制定し、併せて財政部、国家発展改革委員会、環境保護部に届け出をする。

第十八条 本規則は財政部が国家発展改革委員会、環境保護部と共同で解釈する。

第十九条 本規則は 2015 年 10 月 1 日より施行する。

別添資料のダウンロード：

別添 1：VOCs 汚染排出費試行業種状況表

別添 2：石油化学業種 VOCs 排出量計算規則

別添 3：包装印刷業種 VOCs 排出量計算規則

別添 4：試行業種 VOCs 排出申告登記表